

日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)
カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金規程

(目的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展とカトリック信者の優れた学術研究者及び教育者の育成に貢献する目的をもって、カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金(以下「本基金」という。)を設定する。

(基金の管理)

第2条 本基金は、銀行預金その他安全確実な有価証券等によりこれを保有し、一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という。)理事長がその責において保管する。

(果実の充当)

第3条 本基金より生ずる果実は、本連盟の規程の定めるところに従い、「研究奨励賞」「研究助成金」「大学院奨学生」「大学院留学生奨学生」の各種事業費に充当することができる。

(基金の積立)

第4条 本基金の積み立てについては、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の承認を得なければならない。

(基金の取り崩し)

第5条 本基金を取り崩す場合は、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の議に依らなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の承認を要する。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金規程(2013年6月7日施行)は、廃止する。